

湧別町行政改革実施計画 平成25年度の達成状況調査

《 I 町民との連携・協働 》

1. 情報共有及び公開の推進

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【住民税務課】 ① 広報・広聴制度の充実 (地域づくり懇談会の開催)	町政により多くの町民の声を反映させるため、従来から実施している地域づくり懇談会の開催方法や開催内容を充実します。	H22～ H26	(◎実施) 引き続き、町内全自治会を対象に開催します。依然、住民の参加者が少ない状況であり、広報等で周知するとともに自治会の状況に合わせた日程調整や内容の充実に努めます。	(◎実施) 町と自治会共催による地域づくり懇談会の開催について、町かわら版(10/25配布)により広く町民に周知し、11月～1月にかけて実施しました。町内25会場28自治会で実施しましたが、自治会からの要望により、4の3と札富美の2つの自治会については実施していません。参加者は、前年373人に対し、496人でした。
【住民税務課】 ① 広報・広聴制度の充実 (広報・ホームページの充実)	町民等に行政情報を公開し情報の共有を推進するため、各課における行政推進状況などを広報紙やホームページで公表します。	H22～ H26	(◎実施) 広報づくりに関する庁舎内検討会の設置、ホームページの活用に関する職員研修会の開催など、情報提供に関する職員の意識向上に努めます。	(◎実施) 平成25年度はホームページに関する職員研修会は開催していませんが、その都度各課からの要請に応じて職員指導を行い、見やすく、伝えやすいホームページ作りの向上に努めました。広報づくりに関する庁舎内検討会の設置については、引き続き検討することとしました。
【総務課】 ② 委員会等及び会議録の公開	各種委員会等については、ホームページや広報紙等で事前に会議の開催告知を行い、会議の公開を原則とします。また会議録についても、保存の方法を検討し公開を原則とします。	H22～ H26	(◎実施) 引き続き実施します。	(◎実施) 前年度に引き続き、「会議の開催告知」と「会議の公開」について取り組みました。 会議の告知が未実施であった団体があったため、実施するよう促しました。
【総務課】 ③ 個人情報の保護	個人情報の保護については、個人情報保護条例に基づき、職員が条例の趣旨を理解し全庁的に適正な取り扱いを行います。	H22～ H26	(◎実施) 引き続き、適正な個人情報の取り扱いに努めます。	(◎実施) 適正な個人情報の取り扱いに努めました。

2. 町民参加の推進

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【まちづくり推進課】 ① 自治基本条例の制定	町民が主役のまちづくりを推進するため、まちづくりの基本原則や基本ルールなどを定めた「自治(まちづくり)基本条例」の制定を調査・検討します。	H22～ H25	(▲検討) 条例素案を決定し、職員に対する説明会の実施。パブリックコメント手続による意見募集を行い、庁舎内協議により条例案の決定後、6月定例議会へ上程し、H26年4月施行に向け取り進めます。	(◎実施) 平成25年6月開会の定例議会へ条例案を提案し、議会では「自治基本条例審査特別委員会」を設置し、詳細について審議を行うため、この特別委員会に付託しました。 2回に渡る特別委員会で審議され、同年9月定例議会において、一部修正の上可決されました。 平成26年4月1日の施行までの間、地域づくり懇談会での説明、周知用パンフレットの全戸配布、懸垂幕での周知を行いました。

2. 町民参加の推進のつづき

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【まちづくり推進課】 ②まちづくり参画制度の推進 (パブリックコメント制度の導入)	町民参加を促進するため、各種行政計画等に対して町民の意見を募集するパブリックコメント制度を導入します。	H22～ H25	(◎実施) 町民参加を促進するため、各種行政計画等に対して町民の意見を募集するため本制度を活用していきます。	(◎実施) H24年6月「湧別町パブリックコメント手続実施要綱」を制定し、全庁的に統一した取り組みを実施しています。 (意見募集件数 8件 意見提出 2件)
【まちづくり推進課】 ②まちづくり参画制度の推進 (委員公募制度の拡充)	各種委員会等の透明性を高め、町民参加を推進するため、各種委員を積極的に公募するとともに、女性委員の登用に努めます。	H23～ H26	(◎実施) 任期満了に伴う委員改選が行われることから、各種委員会等の透明性を高め、町民参加を推進するため、各種委員を積極的に公募するとともに、女性委員の登用に努めるよう各課に周知します。	(◎実施) H24年6月「湧別町審議会等の委員公募要綱」を制定し、全庁的に統一した取り組みを実施しています。 (委員公募件数4件 公募人員9名 公募者3名)

3. 地域コミュニティの支援

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【住民税務課】 ①自治会連合組織の設立支援	既存の連合組織の統合と新しい自治会連合組織の設立を支援するとともに、町内の自治会組織の連携を図り、一体感のあるまちづくりを推進します。	H22～ H23	(◎実施) 引き続き、自治会間の連携を図り、一体感のあるまちづくりを推進します。 (平成23年4月に湧別町自治会連合会が発足しています。)	(◎実施) 自治会連合会の事務局を担当し、連合会の運営支援(事務局・会計)を行なっています。 (平成23年4月湧別町自治会連合会発足)
【住民税務課】 ②自治会の運営(統合)の支援	効率的な自治会活動が展開できる体制を整備するため、自治会関係者との合意を得ながら、小規模自治会の再編・統合による組織再編を支援します。	H22～ H26	(▲検討) 引き続き、自治会の再編・統合への支援を行います。	(▲検討) 自治会統合への働きかけは行なっていません。また、自治会からも具体的な統合の相談はありませんでした。
【住民税務課】 ③ボランティア活動団体の支援	町民と行政の協働のまちづくりを進めるため、まちづくりに資する様々なボランティア活動に参加する個人や団体を支援します。	H22～ H26	(◎実施) 引き続き、コミュニティ、ボランティア活動への支援を行い、協働のまちづくりの推進を図ります。	(◎実施) コミュニティ協議会、地域団体によるイベントへの支援を実施しました。 (地域づくり振興補助・花いっぱいボランティア活動など)
【住民税務課】 ④地域スタッフ制度の充実	地域への情報提供や地域の課題を把握し情報の共有を推進するため、スタッフ制度を充実し町民との協働のまちづくりを推進します。	H22～ H26	(◎実施) 引き続き、地域の情報提供や意見・要望等の窓口として、積極的に地域との関わりを持ち、スタッフ制度の充実を図ります。 スタッフ班長会議を開催し、情報交換等により統一した考え方で活動を推進し、町民との協働のまちづくりを推進します。	(◎実施) 地域の情報提供や意見・要望等の窓口として、積極的に地域との関わりを持ち、スタッフ制度の充実を図りました。 (出役実績 135件 347名)

≪Ⅱ 時代に即した行政サービスの推進≫

1. 事務・事業の見直し

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
<p>【全課】</p> <p>①事務・事業の見直し</p>	<p>新たな行政需要や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、事務・事業の全般的な見直しを行い、事務・事業の合理化に努めます。</p>	<p>H22～ H26</p>	<p>(◎順次実施)</p> <p>具体的な事務・事業の課題があった場合、行政事務改善委員会を設置して、庁内で検討し有効な対策を講じます。【総務課】</p> <p>毎年度、一般公用車更新計画を策定し、台数の適正化や管理経費の節減を図ります。(4台廃車・4台購入予定)【総務課】</p> <p>保有する町営バスの運行経費の削減を目的として、今後の車両更新は更新計画に基づき実施し、更新の際には利用者数の減少から小型バス(マイクロバス)の購入を検討していきます。【まちづくり推進課】</p> <p>公共施設内の照明器具については、更新時期に合わせ、随時、LED化に努めます。 街路灯の新規設置及び更新の場合には、LED化に努めます。 JRY内展示用照明の電球をLEDに随時変更し、管理経費の削減に努めます。</p> <p>自治会管理の防犯灯のLED化については、地域づくり振興事業補助金の活用促進に努めます。【住民税務課】</p>	<p>(◎順次実施)</p> <p>行政事務改善委員会において検討すべき課題がなかったため、委員会を開催していません。【総務課】</p> <p>一般公用車更新計画を策定し、公用車の配車の適正化を図りました。(5台廃車・4台購入)【総務課】</p> <p>町営バスの更新計画に基づき、小型バス(マイクロバス)1台を購入し、現状に合った車両配置となるほか、燃費向上により経費の節減を図りました。【まちづくり推進課】</p> <p>公共施設の照明器具について、更新に合わせ順次LED照明に更新しています。 街路灯の更新に合わせLED化しています。 JRY内展示室照明についてもLED照明に更新しています。</p> <p>自治会管理の防犯灯のLED化については、地域づくり振興事業補助金により対応しました。【住民税務課】 補助件数 13件 補助金額 590,400円</p>
<p>【商工観光課】</p> <p>①事務・事業の見直し (イベントの見直し)</p>	<p>旧2町または各実行委員会等にて開催している各種イベントの整理統合を検討するための、関係機関が一同に会しての検討会の開催に努めます。</p>	<p>H23～ H26</p>	<p>(▲検討)</p> <p>屯田ふるさとまつりと産業まつりの統合は、引き続き、検討課題とします。</p>	<p>(▲検討)</p> <p>商工会から「納涼七夕まつり」と「屯田ふるさとまつり」の統合について町に要望書が提出され、屯田ふるさとまつり実行委員会企画委員会議で統合賛成の結論になり、役員会議では統合に向けて意思確認を行い、実行委員会へ諮ることになりました。</p>
<p>【まちづくり推進課】</p> <p>②合併未調整項目等の調整</p>	<p>合併協議にて合併後調整等としている項目のうち、未だ調整がついていない項目、未調整のまま新町に引き継がれた項目については、合併協議での協議経過を踏まえながら、調整します。</p>	<p>H22～ H26</p>	<p>(◎実施)</p> <p>未調整項目の調整が終了しているため、今後調整が必要な場合は、随時担当課と連携し調整することとします。</p>	<p>(◎実施)</p> <p>未調整項目の調整が終了しています。今後調整が必要な場合は、随時担当課と連携し調整することとしています。</p>

2. 公共施設の管理運営

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【施設所管課】 ①施設機能の見直しと有効活用 (施設機能の見直しと有効活用)	既存施設については、施設の配置や役割、利用状況を検証し、利用者の利便性の向上や管理経費の節減に努めるとともに、施設の有効活用を検討します。	H22～ H26	(◎順次実施) 地区会館の有効活用や経費節減対策については、今後も随時検討していきます。【住民税務課】 これまでと同様に指定管理を継続し、施設機能の見直しについては随時検討を行います。【保健福祉課】 指定管理者と連携し、施設の特徴や機能を生かし有効活用を図るとともに、利用者の利便性の向上に努めます。【生涯学習課】	(◎順次実施) 地区会館については、自治会長との協議を重ね、指定管理料の見直し案について了解を得て、平成25年度より実施しました。指定管理料は過去3年間の実績平均を元に9割を町負担としました。【住民税務課】 社会福祉会館については、指定管理者である町社会福祉協議会と連携し、利便性の向上と経費節減に努めました。【保健福祉課】 指定管理者制度導入により、施設の特徴や機能を生かし有効活用を図りながら、利用者の利便性の向上に努めました。【生涯学習課】
【財政課】 ①施設機能の見直しと有効活用 (公有財産の有効活用)	町有地、各種施設の利用実態を調査・把握し、未利用町有地の処分、遊休施設の利用目的の転換や処分等を検討します。	H22～ H26	(◎順次実施) 未利用町有地の処分、遊休施設の利用目的の転換や処分等については、引き続き、検討します。	(◎順次実施) ・未利用の普通財産町有地を民間メガソーラー発電事業者へ貸し付けし有効利用を図りました。 ①上湧別屯田市街地 42,958㎡ (合)北海道ソーラーエナジー 20年間 ②芭露 14,464㎡ いちごECOエナジー(株) 20年間 ・町有地の売却 6件 21,726㎡ ・南兵村簡易屋内ゲートボール場を用途廃止して普通財産に移管し、当該建物を4の1自治会へ無償貸与 ・普通財産の旧湧別地方職業訓練校の建物(校舎)の一部を北町自治会へ無償貸与 ・普通財産の旧湧別地方職業訓練校の建物(物置)を湧別町商工会へ無償貸与
【財政課】 ①施設機能の見直しと有効活用 (借地物件等の見直し)	賃貸している物件については、その必要性を検証し公共施設として必要とする施設の借地は、地権者に対して積極的に買取交渉を行います。また、不必要な物件については、契約を解除します。	H22～ H26	(◎順次実施) 借地物件等の見直しについては、引き続き、検討していきます。	(◎順次実施) 平成25年度中に借地物件を所有権取得するなどの実績はありませんでした。
【住民税務課】 ①施設機能の見直しと有効活用 (地域集会施設等の存続適否の検討)	地区集会施設及び寿の家の施設機能と利用状況を検証するとともに、地域との協議を進めながら、地区会館及び寿の家の統廃合を検討します。	H22～ H26	(▲検討) 老朽施設の更新時期を目処に、施設の利用形態、地域の特性などを考慮し、地域と協議しながら統廃合を検討します。	(▲検討) 老朽施設の更新により宮の森センターを新築しましたが、施設の統廃合はありませんでした。

2. 公共施設の管理運営のつづき

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【財政課】 ②指定管理者制度の活用	公の施設の管理運営方針を作成し、町民サービスの向上と施設管理経費の抑制を図るため、積極的に指定管理者制度を活用するとともに、施設ごとの利用状況や施設の老朽度などを考慮し、維持管理の実態に即した指定管理料を設定します。	H22～ H26	(◎実施) 指定管理の状況について、引き続き、検証します。	(◎実施) ・平成25年度中に1施設の指定管理委託契約を解除しました。(南兵村簡易屋内ゲートボール場を用途廃止) ・平成25年度末で60施設を指定管理にて施設運営管理しています。 ・昨今の燃料費高騰に伴う指定管理者への費用補填の方法をルール化しました。(指定管理料補填要領の作成)

3. 電子化の推進

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【総務課】 ①電子行政システムの検討・調査 (電子行政システムの導入)	行政の情報化に対応するため、住民記録を中心とした行政システムや財務会計システムを運用するとともに、手続の簡素化や効率化等に資する行政システムの導入を検討し、町民サービスの向上を図ります。	H22～ H26	(◎順次実施) 4月に2回の検討会を経て、5月にプロポーザルを実施後、次期システムを決定。平成26年4月本稼働に向けて、順次移行準備を進めていきます。	(◎順次実施) 新総合行政情報システムの選考決定を行いました。その後、平成26年3月末までシステムの移行作業を行い、4月から新システムが稼働しました。

4. 国及び北海道との連携・協力

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【まちづくり推進課】 ①権限移譲の推進	国や北海道が行っている事務・事業のうち、町が行うことで町民の利便性が向上する事務・事業については、職員体制の充実を図りながら、権限移譲に取り組めます。	H22～ H26	(◎順次実施) 町民の利便性の向上に結び付く権限の移譲について、引き続き検討していきます。	(◎順次実施) 権限移譲を伴う事務・事業はありませんでした。 (事務権限移譲数 41事務事業、366項目)
【まちづくり推進課】 ②国などの関係機関への提案	町の政策や事務・事業を実行するうえで、国や北海道などの制度に改正が必要な場合には、積極的に制度改正を提案します。	H22～ H26	(◎必要の都度) 町の政策実現に向けて障害となる制度や規制の改善について、国及び道に対して提案します。	(◎必要の都度) オホーツク圏活性化期成会や各政党政調会などを通じて、懸案事項の解決や制度改正に向けた提案を行いました。

5. 関係市町村との連携・協力

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【全課】 ①広域行政の活用	広域的な処理が適切な事務・事業や共通の課題解決のため、それぞれの分野において広域行政の活用を検討します。	H22～ H26	(▲検討) 随時、検討します。	(▲検討) 随時、検討していきます。 (広域的な取り組み:消防、救急、し尿処理、リサイクル、ゴミ処理、介護審査等)

＜Ⅲ 効率的な行政運営体制の確立＞

1. 効率的な行政組織体制の確立

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【総務課】 ①組織体制の見直し	町民にわかりやすく機動的な組織体制を構築するとともに、本庁舎と総合支所の役割分担を明確にし、相互の連携を密にする体制を構築します。	H22～ H26	(◎必要の都度) 必要に応じて、見直しを実施します。 4月に地域包括支援センターを保健福祉課に配置し、総務課に法務対策係を新設します。 5月に教育委員会事務局を文化センターさざ波に移転し、住民サービスの向上に努めます。	(◎必要の都度) 4月に地域包括支援センターを保健福祉課に配置し、総務課に法務対策係を新設しました。 5月に教育委員会事務局を文化センターさざ波に移転し、住民サービスの向上を図りました。
【全課】 ②政策課題検討チームの設置	複数の部門が関連する政策的な課題に対して弾力的かつ迅速に対応するため、横断的な政策課題検討チームを設置します。	H22～ H26	(◎必要の都度) 複数の部門に関連する政策課題については、関係課の連携のもとに協議を進めます。 主なもの、行革推進本部会議、自治基本条例策定事務局会議、産業間連携推進協議会調整会議、行政評価制度検討会議	(◎必要の都度) 複数の部門に関連する政策課題については、関係課の連携のもとに協議を進めています。 主なもの、行革推進本部会議、自治基本条例策定事務局会議、産業間連携推進協議会調整会議、行政評価制度検討会議
【総務課】 ③各種委員会等の見直し (報酬等の見直し)	各種委員等の職務内容の検証を行い、道内市町村の状況を踏まえながら、適正な報酬水準を検討します。	H22～ H24	(◎必要の都度) 引き続き、適正な報酬水準を道内市町村の状況を踏まえ検討し、見直しの必要があれば関係条例の改正を行い、住民に理解される報酬額を設定します。	(◎必要の都度) 道内市町村の報酬状況を踏まえ検討した結果、現行の報酬額が適正であると判断されるため、見直しは実施しませんでした。

2. 行政評価システムの導入

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【まちづくり推進課】 ①行政評価システムの導入	効率的で効果的な行政経営を実践するため、施策・事業の成果などを検証・評価し、次のステップに結び付ける行政評価システムを導入します。	H22～ H26	(▲検討) 総合計画掲載事業を対象に、事務事業評価を本実施し、結果について公表を予定しています。	(◎実施) 総合計画掲載事業を対象に、事務事業評価を本実施し、結果について公表しました。
【まちづくり推進課】 ②外部評価機関の設置	行政評価システムの導入に合わせて、外部評価機関を設置し町民の目線による客観的な評価を行う仕組みを導入します。	H22～ H26	(▲検討) 自治基本条例の施行に併せた導入を目標に、効果的な外部評価の方法について引き続き検討します。	(▲検討) 自治基本条例の施行に併せた導入を目標に、効果的な外部評価の方法について引き続き検討しています。

3. 定員管理及び給与制度の適正化等

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【総務課】 ①定員管理の適正化 (定員管理適正化計画の策定)	組織体制の簡素化と合理化、将来的な組織の活力維持などを考慮しながら、平成24年度から5年間で推進期間とした定員管理適正化計画を策定します。	H22～ H24	(◎実施) 制度の改正等により平成24年1月に策定した定員管理適正化計画の一部を見直します。	(◎実施) 保育士の身分見直しにより、平成26年度から任期付フルタイム職員(定数内職員)として採用となったこと、保健師及び保育士の退職に伴う補充等を鑑み、平成26年3月に計画の見直しを行いました。
【総務課】 ①定員管理の適正化 (定員管理の適正化)	定員管理適正化計画の進捗管理を行い、職員数の抑制に努めながら、定員管理の適正化に努めます。	H22～ H26	(◎実施) 定員管理適正化計画に基づき、適正な定員の管理を行います。 H25.4.1 計画 161人、実員160人 H26.4.1 計画 159人	(◎実施) 定員管理適正化計画に基づき、適正な定員の管理を行いました。 H25.4.1 計画 161人、実員160人 H26.4.1 計画 174人、定員174人(見直し後数値)
【総務課】 ②給与制度の適正化 (給与制度の適正化)	人事院勧告の準拠を基本として、社会情勢や地域状況等の勘案、今後の財政状況を見据えながら給与制度の運用や水準の適正化に努めます。	H22～ H26	(◎実施) 人事院勧告の準拠を基本として、給与制度の運用や水準の適正化に努めます。 また、合併前の給与制度の相違によって不均衡が生じている職員の給与調整を、定期昇給時の平成24年1月1日から平成26年1月1日までの3年間で実施します。	(◎実施) 人事院勧告の準拠を基本として、給与制度の運用や水準の適正化に努めました。 また、合併前の給与制度の相違によって不均衡が生じている職員の給与調整を、定期昇給時の平成24年1月1日から平成26年1月1日までの3年間で実施しました。
【総務課】 ②給与制度の適正化 (人事評価制度の検討)	職員の意欲、能力、実績等を適切に評価し、人事や給与に反映させる人事評価制度を検討します。	H22～ H26	(▲検討) 職員の給与調整を3年間(平成24年1月1日～平成26年1月1日)で実施していることもあり、平成26年度以降実施に向けて検討します。	(▲検討) 職員の給与調整を3年間(平成24年1月1日～平成26年1月1日)で実施していることもあり、平成26年度以降実施に向けて検討しました。
【総務課】 ③定員管理・給与状況の公表 (定員管理の公表)	定員管理適正化計画の進捗状況や定員管理の状況について、広報紙やホームページなどを積極的に活用して公表します。	H22～ H26	(◎実施) 町職員の定員管理の状況は、町広報9月号及びホームページを活用して公表します。 更に、総務省様式による給与・定員管理等についても、4月にホームページで公表します。	(◎実施) 町職員の定員管理の状況は、町広報9月号及びホームページを活用して公表しました。 更に、総務省様式による給与・定員管理等についても、4月にホームページで公表しました。
【総務課】 ③定員管理・給与状況の公表 (給与状況の公表)	町職員の給与の状況などについて、広報紙やホームページなどを積極的に活用して公表します。	H22～ H26	(◎実施) 町職員の給与の状況は、町広報9月号及びホームページを活用して公表します。 更に、総務省様式による給与・定員管理等についても、4月にホームページで公表します。	(◎実施) 町職員の給与の状況は、町広報9月号及びホームページを活用して公表しました。 更に、総務省様式による給与・定員管理等についても、4月にホームページで公表しました。

4. 人材の育成

取組事項	概要	取組期間	具体的な取組内容と削減効果	
			平成25年度の取組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【総務課】 ①職員研修計画の策定	職員研修計画を策定し、計画的な職員研修を実施するとともに、職員の資質の向上と人材の育成に努めます。	H22～ H26	(◎実施) 平成25年度の専門研修には、監督者研修など25の研修に26名の職員を派遣する計画をしています。	(◎実施) 平成25年度は、23名の職員を研修派遣しました。
【総務課】 ②職員提案制度の確立	職員の意識改革を促すとともに、行政サービスの向上、行政事務の改善や効率化などに結び付く提案を発掘するため、職員提案制度を確立します。	H22～ H24	(◎実施) 引き続き提案制度を課長会議等で周知して、有益な提案を奨励します。	(◎実施) 平成24年度に制度化し課長会議等で周知しました。 (平成25年度提案件数=1件)

＜Ⅳ 健全な財政運営の確立＞

1. 歳入の確保

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【住民税務課】 ①滞納対策の強化	町内戸別訪問徴収や納税相談を強化するとともに、悪質な滞納者については、各種行政サービスの制限などを実施し、収納率の向上を図ります。	H22～H26	(◎実施) 自主財源の確保、税の公平性のため、収納率の向上に努めます。滞納者の財産調査・催告・個別徴収・行政サービスの制限、預貯金・給与・動産の差し押さえの実施など、収納率の向上に向けた対策を実施します。	(◎実施) ・行政サービスの制限 国保税滞納者に有効期間3ヶ月の保険証(短期証)の交付の実施。 ・滞納者の財産等調査及び滞納処分の実施～金融機関への預金状況の照会。確定申告による国税還付金の差し押さえの実施。 ・その他 ①北海道との共同催告等の実施。 ②夜間納税相談の実施。(中湧別出張所) ③納税・滞納処分に対する町広報誌への掲載。 ④小学生・中学生・高校生への租税教育推進。
【住民税務課・出納課】 ②新たな収納システムの検討	町税等の口座振替の利用を推進するとともに、納税者等の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストア等での収納の導入など新たな収納システムを検討します。	H22～H26	(▲検討) 平成26年度電算システム更新に向けた事務が進められ、コンビニ収納システムも含まれることとなりました。住民の利便性を高め、住民サービスの向上を図ることが求められている現状を踏まえ、平成26年度からのコンビニ収納の実施を検討します。	(▲検討) 新たな電算システムの導入を契機に、平成26年度より納税者の利便性の向上を図るため、コンビニ収納の導入を決定しました。
【建設課】 ③使用料・手数料の見直し (町営住宅・特公賃住宅使用料)	町営住宅・特定公共賃貸住宅の家賃算定(減免基準等)については、実態を研究し新たな算定方法を設定します。	H22～H24H25	(▲検討) 引き続き、近隣町の減免基準の状況を参考にしながら、検討を行います。	(▲検討) 国の基準変更や近隣町などの改定の動きがなかったことから、町営住宅・特公賃住宅使用料を据え置きました。

1. 歳入の確保のつづき

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【水道課】 ③使用料・手数料の見直し (水道使用料)	水道料金については、水道料金体系の見直しを行い、漁業用料金を設定します。	H22～ H24	(◎実施) 平成25年4月分料金より営漁用料金の設定を行い、営農用料金との統一が図られます。	(◎実施) 平成25年4月分より営漁用料金の設定を行いました。
【施設所管課】 ③使用料・手数料の見直し (施設使用料)	施設使用料について、類似または同一施設で格差が生じないよう使用料を改定します。	H22～ H23	(◎実施) 平成23年4月より新使用料による運用を開始しています。現在のところ、使用料見直しの予定はありません。	(◎実施) 平成23年4月より新使用料による運用を開始しています。
【子ども支援課】 ③使用料・手数料の見直し (保育料)	保育料については、国や近隣自治体の保育料を勘案して、平成23年度以降の保育料を設定します。	H22～ H24	(◎必要の都度) 保育料の算定基準は、国が8階層で本町は11階層と細分化。子育て支援策の一貫として国の基準より低く設定しています。引き続き、国や近隣町の状況を参考にしながら進めます。	(◎必要の都度) 国の基準変更や近隣町などの改定の動きがなかったことから、本町においても同様な取り扱いとし保育料を据え置きました。
【財政課】 ④有料広告制度の推進	現在実施しているホームページ及び広報紙の広告媒体に加え、このほかにも広告媒体とすることが可能かどうかの検討を行い、新たな財源確保を図ります。	H22～ H26	(▲検討) 引き続き、検討します。	(▲検討) 平成25年度に新たに取組んだ事例はありません。
【財政課】 ⑤新たな財源確保のための調査	新たな財源確保を図るため、事務・事業の見直しに合わせて、有効活用(貸出、処分)が可能な資産・動産の調査や他の自治体の先進事例等を研究し、新たな財源確保のための調査を実施します。	H22～ H26	(▲検討) 引き続き、検討します。	(▲検討) 平成25年度に新たに取組んだ事例はありません。

2. 財政の健全化

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【財政課】 ①財政計画の策定	中長期的な財政計画を策定し、予算編成管理や基金管理等、財政運営計画を適切に執行管理することにより、計画的で規律ある財政運営を行います。	H22～ H26	(▲検討) 新地方公会計制度の財務諸表の内容を現在の財政制度の財政計画に取り入れるための項目精査を進め、財政計画を作成します。	(▲検討) 新地方公会計制度の財務諸表の取り入れについて検討してきましたが、現在の財政計画と整合させることが困難であり、更に、国が統一的な財務諸表基準への変更を示しましたので、総合計画等の事業を基にした財政推計を作成しました。
【財政課】 ②行政コストの節減	事業の目的効果、緊急性、妥当性、費用対効果などを検証し、慣例や前例踏襲で実施することなく、事務・事業の見直しや再編を継続的に行います。	H22～ H26	(◎実施) 会計の決算状況を踏まえ、行政コストの削減を予算編成に反映します	(◎実施) 会計の決算状況を踏まえ、行政コストの削減を予算編成に反映しました。

2. 財政の健全化のつづき

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【財政課】 ③特別会計等の健全化	受益者が負担する使用料などで賄うべき経費を明確にし、受益者負担の適正化について検討するとともに、事務事業の見直しを進め、繰出金の抑制に努めます。	H22～ H26	(◎実施) 事務事業の見直しを行い、特別会計の健全化に努めます。	(◎実施) 事務事業の見直しを行い、特別会計の健全化に努めました。
【財政課】 ④財政状況の公表	町民に対して、町の財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供するとともに、歳入歳出の状況や財政指標などのほか、バランスシートや行政コスト計算書等も含めて、積極的に公表します。	H22～ H26	(◎実施) ホームページ、広報での財政状況等の公表を行います。 ・条例に基づく財政状況公表～6月及び12月に公表。 ・財政状況資料集～5月に公表(H23決算) ・財政健全化判断比率等～10月に公表 ・新地方公会計制度による財務諸表の公表～3月に公表予定	(◎実施) ホームページ、広報での財政状況等の公表を行いました。 ・条例に基づく財政状況公表～6月及び12月に公表 ・財政状況資料集～5月に公表(H23決算)。財政歳出比較分析表に替わる新たな開示方途。 ・財政健全化判断比率等～10月に公表 ・新地方公会計制度による財務諸表の公表～3月に公表

3. 補助金等の整理合理化

取組事項	概要	取組期間	具 体 的 な 取 組 内 容 と 削 減 効 果	
			平成25年度の取り組み(公表済み)	平成25年度の達成状況
【まちづくり推進課】 ①補助金等の整理合理化	各種補助金における補助の妥当性や経費負担のあり方を検証するとともに、公平で透明な補助金の交付に努めます。	H22～ H26	(▲検討) 補助要綱が制定されていない3団体に要綱を定めるよう所管課に対して通知します。 補助金の積算根拠・基礎を明確にするとともに、補助率の適正化を検討します。(定額補助の根拠設定)	(◎実施) 補助金交付要綱等が制定されていない団体に対して、補助要綱を制定するように所管課に通知し、全補助要綱を制定しました。